

第13回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定期総会

次 第

開 会 の 辞
 会 長 挨 拶
 来 賓 挨 拶
 表 彰
 総会運営委員会報告
 議 長 選 出
 総 会 職 員 任 命
 議 事
 報 告

第1号議案 2023年度 事業報告 (案)
 第2号議案 2023年度 決算報告 (案)
 第3号議案 2023年度 監査報告
 第4号議案 名誉会員の承認
 第5号議案 その他
 2023年度 補正予算 報告
 2024年度 事業計画・予算 報告

閉 会 の 辞

第13回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 定期総会

2023年度事業報告（案）

2023年度事業報告（案）

1. 総括

2023年度は新型コロナウイルス感染症が5類へと移行した。これに伴い、学術大会は対面にて開催を行った。コロナ以前と同様に、活発な学術大会開催が開催できたことを、実行委員の皆さまに感謝致します。また、各種講習会、会議については、これまでのノウハウを活かし、Webや対面での会議を行い、会議に応じた安定的な運用を行うことができました。講習会については、全国を対象とできるためアピール次第では参加者が増えると予想しましたが、必ずしもそうではないことです。現地に行き、人と会うことで診療放射線技師としてのモチベーションに寄与するということも改めて認識させられました。

年度を通して、県内外において、アフターコロナに移行し日常を取り戻しておりますが、本会では、コロナ禍で培ったWeb講習会や会議を適宜使い分け、最も効果的な実行ができたと評価したいと思います。

2021年10月1日施行の診療放射線技師法改正による告示研修については、ファシリテーター協力の元、順調に開催を進め、当初予定より多くの会員に受講して頂くことができた。次年度以降もしっかりとした計画を立て進めてまいりたいと思います。

アフターコロナにおいても、柔軟に対応し、ご協力を頂きました会員の皆さま、会務に果敢に挑戦してくれた理事、委員、支部役員、関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

名誉会員の承認

本会へ多大な貢献があった会員として田中宏氏、堀江好一氏、宮澤浩治氏を名誉会員に推薦させていただきました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会員の育成

埼玉では以前から、講師育成に取り組んでまいりました。埼玉の会員が、他学会、他県技師会などで多くの人材が活躍しております。アフターコロナを迎え、国際学会へ発表する診療放射線技師が増えてきており、今後は技師会としてバックアップを行い、人材の育成に取り組んでまいります。

役員の育成

技師会で学び育った人材が各施設でリーダーシップを発揮し、さらに人材育成をしていただくことは技師

会の役目でもあります。他職種と多くの関わりあいを持ち役員の成長につなげてまいります。また、短期、中期ビジョンを明確化し、本会の事業について評価を行い、PDCAサイクルを回せるよう、組織としても更なる成長をしていきたいと思います。

他団体との連携強化

関連団体との交流を深める目的で、埼玉県臨床検査技師会、埼玉県理学療法士会、埼玉県臨床工学技師会へのイベント出席を行い、情報交換を行うことができました。

1) 総務

入会促進事業の一つであるフレッシューズセミナーは新型コロナウイルスがインフルエンザ5類となり、会場型での開催となりました。県内外から多数ご参加いただきました。今後も会員入会促進事業として継続していきたいと考えております。

永年勤続表彰事業は、日本診療放射線技師会より委託されている50年・30年の対象者を選出し返信いただいた会員のかたがたを日本診療放射線技師会に推薦致しました。表彰は2023年9月29日（金）～10月1日（日）熊本県開催の第39回日本診療放射線技師学術大会にて表彰されました。埼玉県診療放射線技師会の40年・20年永年勤続表彰は、対象者となる会員のかたがたを選出し、表彰委員会での承認をへて当会定期総会にて表彰予定です。

恒例となりました「新春の集い」は、久しぶりに対面での開催となりました。

役員研修会をオンライン形式で開催しました。テーマは「SART更なる発展とリーダーシップ向上」JART2040年構想、政策要望解説、あぜもと代議士による報告、技師連盟報告などが行われ、多数の役員および委員に参加いただきました。

今年度は、いろいろな行事が少しずつオンライン形式から対面形式に戻りつつあります。いずれの事業におきましても入会促進また会員の福利厚生事業として開催形式にこだわらず今後も継続していきたいと考えております。

2) 学術

各種講習会やセミナー、認定講習会、認定試験に関

しては、時代の需要に応じて、主にオンライン形式での開催としました。SART学術ナイトセミナーでは、現代の画像診断における自動化技術の進化やAIの導入など、診療放射線技師に必要なスキルが急速に変化する中で、画像検査の基本的な考え方は不変であることから、初学者から中級者向けに有益な情報を提供しました。

第37回埼玉県診療放射線技師学術大会については、これまで第33回から主にWeb配信での開催でしたが、今回は約250人の参加者が会場に集い、盛況のうちに終了しました。会場内での活発な討論はもちろんのこと、参加者同士の交流が会場外でも多く見受けられ、対面での学術交流の価値を再認識する良い機会となりました。

今後は、講習会やセミナーの目的に応じて、Web開催と会場開催を柔軟に組み合わせることで、より多くの方々に参加いただけるよう努めてまいります。

3) 編集・情報

会誌「埼玉放射線」を計4号発刊しました。編集・情報活動は本会活動の中でも、重要な事業と考えています。

会誌「埼玉放射線」は、2014年から発行回数が年4回となりましたが、その分、内容をさらに充実させることへ力を注ぎました。

Webサイトについては、診療放射線技師向け情報提供や講習会などの申し込みの他、「診療放射線技師として必要な情報はなるべく掲載する」という方針のもと、多岐にわたる情報を発信しました。また県民の方が閲覧しても有益なよう、医療被ばくについての解説や、放射線検査の紹介など、放射線診療に関する正確な情報を、専門家の立場から分かりやすく提供しました。

これらWebサイトの他、非定期に会員向けメールマガジンの配信を行いました。Webサイトやメールマガジンは即時性の高い情報提供手段と考えています。

今後は、会員のために充実した魅力ある技師会・会誌になるよう務めていきたいと考えます。

4) 公益

2023年度本会公益活動は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、コロナ禍以前の活動を再開させていただきました。

・埼玉県各支部の医療画像展でのパネルを使用した放

射線検査や治療などの説明とパンフレットの配布

・放射線特別授業の再開

それに加え従来の

・ホームページからの被ばく相談

・放射線被ばくに関する講習会

・被ばく相談事例検討会

を行いました。

放射線特別授業では、「3Dワークステーションを用いた人体解剖学体験」を通して、医療業界に進路を考えている学生にさまざまな職種があることをお伝えすることができ、進路決定の一助になったとの声をいただいております。

また、小学生・中学生に対しては埼玉県 県民生活部 青少年課が開催しております「夢を見つける！リアル体験教室」に協力させていただきました。

今後も従来の活動を踏襲するだけでなく、公益活動について、環境にあわせた活動を熟考しながら行っていく所存です。

2. 事業遂行評価

1) 職業人としての質の向上

(1) 学術大会・認定講習会・セミナーの定期開催

- | | |
|---|---|
| ア. 埼玉県診療放射線技師学術大会の開催 | ○ |
| イ. 埼玉県診療放射線技師支部合同秋季大会 | × |
| ウ. 胸部撮影認定講習会 | ○ |
| エ. 上部消化管検査認定講習会 | ○ |
| オ. フレッシュアップセミナー（SARTセミナー） | ○ |
| カ. 放射線技術部門マネジメント・セミナー（医療安全、接遇・クレーム、医療経営、人材育成） | ○ |
| キ. CT認定講習会 | ○ |
| ク. MRI基礎講習会 | ○ |
| ケ. 乳腺セミナー | ○ |
| コ. DR計測セミナー | ○ |
| サ. 救急撮影ケーススタディ（日本救急撮影技師認定機構との共催） | ○ |
| シ. 読影力向上のための講習会（支部開催セミナー） | △ |
| ス. AI（Artificial Intelligence）関連講習会の開催 | × |
| セ. オンラインセミナー、学会の充実およびデジタル化 | ○ |
| ソ. 業務拡大2015年統一講習会の継続および告 | |

- 示研修開催への協力 ○
- タ. オンライン会議の推進 ○
- (2) 会員講師の育成と体制づくり ○
- (3) 他県診療放射線技師会や他団体との合同講習会
企画推進
- ア. 関東甲信越診療放射線技師学術大会への協力 ○
- イ. 日本診療放射線技師全国大会への協力 ○
- ウ. 埼玉県医師会主催事業への支援 ×
- エ. 埼玉県臨床検査技師会への協力 ○
- オ. 日本放射線技術学会関東部会との合同企画 ×
- カ. 日本診療放射線技師会との合同開催企画 △
- キ. 各認定機構との合同企画（埼玉開催の推進） △
- 2) 組織運営に関わる事業
- (1) 行政との連携 ○
- (2) 入会促進事業の強化 ○
- (3) 会員データベースの再構築 ×
- 3) 公益目的事業
- (1) 学術情報の提供 刊行誌「埼玉放射線」の発刊 ○
- (2) 市民公開講座の開催 ×
- (3) 地域自治体主催事業への参画 ○
- (4) 医療画像展の開催と支援 ○
- (5) 県民向けホームページの充実 △
- (6) 医療被ばく相談の迅速な対応 ○
- (7) 中学校における特別授業の担務 ○
- 4) 編集・情報
- (1) 本会会誌「埼玉放射線」の充実 ○
- (2) 診療放射線技師向けホームページの充実 ○
- ア. 各講習会、セミナー、イベントなどの迅速な
広報
- イ. 学術データベースの充実
- (3) e-book 事業の推進 ○
- (4) メールマガジンの有効利用 ○
- 5) その他
- (1) 他医療職種団体との連携 ○
- (2) 日本診療放射線技師会・他県技師会への協力 ○

2023年度各事業報告

1. 総務事項報告

(1) 2023年度役員は次の通りである。

役 職 名	氏 名	担 当
会 長	富田 博信	
副 会 長	潮田 陽一	
同	城處 洋輔	
監 事	田中 宏	
同	浅野 克彦	
常 務 理 事	今出 克利	総 務
同	八木沢英樹	総 務
同	中根 淳	学 術
同	滝口 泰徳	学 術
同	佐々木 健	公 益
同	清水 邦昭	編 集・情 報
理 事	肥沼 武司	財 務
同	近藤 敦之	学 術
同	浅見 純一	学 術
同	吉田 敦	編 集・情 報
同	紀陸 剛志	公 益
同	佐藤 吉海	総 務・第一支部
同	大西 圭一	総 務・第二支部
同	大友 正人	総 務・第三支部
同	大野 涉	総 務・第四支部
同	矢崎 一郎	総 務・第五支部
同	仲西 一真	総 務・第六支部

(2) 会議開催状況

ア. 総会

第12回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会総会を2023年6月11日（日）、埼玉会館において会員40人出席、有効委任状提出727人（全委任状提出766人、無効委任状39人）、合計806人にて開催した。総会では2022年度事業報告案、2022年度決算報告案、2022年度監査報告、および名誉会員の承認などについて審議し決議した。

イ. 理事会は下記の通り8回開催し、重要案件について審議し決議した。

理事会開催状況

	年 月 日	開 催 場 所
1	2023.05.25	オンライン開催
2	2023.06.11	同
3	2023.07.06	同
4	2023.08.03	同

総会資料

	年 月 日	開 催 場 所
5	2023.09.07	同
6	2023.11.02	同
7	2024.01.04	同
8	2024.03.07	同

ウ. 常務理事会は下記の通り4回開催し、理事会への提案議題の審議ならびに決定事項について処理した。

常務理事会開催状況

	年 月 日	開 催 場 所
1	2023.04.06	オンライン開催
2	2023.10.05	同
3	2023.12.07	同
4	2024.02.01	同

エ. その他

連絡会議並びに予算会議を開催、会務の重要事項について審議立案し、必要事項を調整しこれを処理した。

連絡会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	2023.05.18	オンライン開催
2	2023.06.28	同
3	2023.07.27	同
4	2023.08.31	同
5	2023.10.26	同
6	2024.02.29	同

予算会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	2024.02.28	税理士への相談
2	2024.03.07	常務理事会内 (Web)

全国会長会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	2023.07.16	三田国際ビル

関東甲信越会長会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	2023.11.11	大宮ソニック

北関東地域会長会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	2023.06.23	山梨大学
2	2023.11.11	大宮ソニック

(3) 各委員会開催状況

各委員会開催状況は別表の通りである。

委 員 会 名	開 催 年 月 日
総会運営委員会	2022.12.12
編集情報委員会	2023.07.13 2023.08.23 2024.03.18
学 術 委 員 会	2023.05.12 2023.06.15 2023.07.18 2023.08.24 2023.09.26 2023.10.17 2023.12.04 2024.02.19 2024.03.18
公 益 委 員 会	2023.09.05 2023.11.20 2024.03.05
放射線特別授業運営委員会	公益委員会と合同

表彰委員会

	年 月 日	開 催 場 所
1	2023.09.03	オンライン開催
2	2023.11.30	オンライン開催
3	2024.02.28	オンライン開催

(4) 各種委員会名簿

ア. 表彰委員会

役 職 名	氏 名
委 員 長	田中 宏
委 員	清水 文孝 橋本 里見
同	富田 博信 潮田 陽一
同	城處 洋輔 今出 克利
同	平野 雅弥
同	八木沢英樹

イ. 医療画像展実行委員会 (秩父会場)

実 行 委 員	氏 名
委 員	大野 渉 柏瀬 義倫
同	高井 太一 横田 文克

ウ. 医療画像展実行委員会 (浦和区会場)

浦和区健康祭り事業撤退のため今後開催予定無し

総会資料

工. 医療画像展実行委員会（越谷市会場）

実行委員	氏名
委員	大友 正人 浅見 徹
同	長住 一樹 遠藤 真里
同	明田川尚宏 細井 慎介
同	佐藤 浩彰 大出 安美
同	白石 未来 小見彩也香

才. 医療画像展実行委員会（深谷会場）

実行委員	氏名
委員	大野 涉 柏瀬 義倫
同	高井 太一 田中 智大
同	大谷 智則 山崎 貴雄
同	山田 伸司 齋藤 幸夫
同	佐藤 綾香 小林明日香

力. 医療画像展実行委員会（伊奈町会場）

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の影響を考慮して参加辞退

キ. 医療画像展実行委員会（行田会場）

実行委員	氏名
委員	大野 涉 柏瀬 義倫
同	高井 太一 大谷 智則
同	浅見 純一

ク. 編集・情報委員会

役職名	氏名
委員長	清水 邦昭
副委員長	吉田 敦
委員	肥沼 武司 潮田 陽一
同	宮崎 雄二 八木沢英樹
同	大友 哲也 渡部 伸樹
同	堀越 隆之

ケ. 学術委員会

役職名	氏名
委員長	中根 淳
副委員長	滝口 泰徳 近藤 敦之
同	浅見 純一
委員	城處 洋輔 亀山 枝里
同	妹尾 大樹 吉澤 孝郁
同	戸澤 僚太 服部 正美
同	池野 裕太 堀切 直也
同	茂木 雅和 廣田 絵美
同	小川 智久 白石 健吾
同	野々浦成美

コ. 公益委員会

役職名	氏名
委員長	佐々木 健
副委員長	紀陸 剛志
委員	志藤 正和 内海 将人
同	石田 仁子 大河原侑司
同	佐藤 克哉 嶋崎 恭介
同	宮崎 千晶 芳賀 陽菜
同	森田 希生

サ. 総務・財務委員会

役職名	氏名
委員長	今出 克利
副委員長	八木沢英樹 潮田 陽一
委員	肥沼 武司
同	佐藤 吉海 大西 圭一
同	大友 正人 大野 涉
同	矢崎 一郎 仲西 一真
同	佐々木 剛 茂木 雅和
同	岡田 尚也 福田 菜
同	戸澤 茜

シ. 総会運営委員会

役職名	氏名
委員長	榎本 克希
委員	岡田 良祐 浅見 徹
同	田中 智大 尾形 笑
同	上原 雅人

ス. 総会実行委員会

役職名	氏名
委員長	富田 博信
副委員長	潮田 陽一 城處 洋輔
委員	今出 克利 八木沢英樹
同	中根 淳 滝口 泰徳
同	清水 邦昭 佐々木 健

(5) 令和5年度 表彰者（敬称略）

ア.（春）叙勲瑞宝双光章受賞

尾形 智幸

（秋）叙勲瑞宝双光章受賞

堀江 好一

イ. 保健衛生知事表彰

該当者なし

ウ. 公衆衛生功労知事表彰

小林 剛、山岸 正和、近藤 和彦

エ. 公衆衛生事業功労者（財）日本公衆衛生協会会長表彰

該当者なし

オ. (公社) 日本診療放射線技師会表彰

(ア) 永年30年勤続者表彰 (26人)

藤田 春光、磯目 昌彦、青木 俊夫、
城間 正男、林 哲雄、古山 康夫、
黒谷 淑子、小林 剛、庭田 清隆、
大塚 忠義、大森 正司、荒川 昇、
清水 亨、亀山 晃、近藤 忠晴、
矢崎 一郎、大林 勲、若林 康治、
駒崎 和博、長谷部和仁、間山金太郎、
蓮見眞一郎、田嶋 陽一、花房 哲雄、
高村 明宏、三浦 亘

(イ) 永年50年勤続者表彰 (2人)

小島 精一、小川 清

カ. (公社) 埼玉県診療放射線技師会表彰

(ア) 永年20年勤続表彰 (12人)

大角 哲也、武井 規安、須永 裕貴、
大谷 智則、吉田 敦、内海 将人、
藤田 慎也、澤田 叔也、土屋 純、
横山 恭子、今出 克利、瀬川麻衣子

(イ) 永年40年勤続表彰 (4人)

飯島 秀信、堀江 好一、栗田 幸喜、
宮澤 浩治

(6) 物故者：なし

(7) 会員の動向 (2024年2月28日現在)

項	目	会 員 数
2022年度末	会員数	1,431人
2023年度	新入会者数	99人
同	再入会者数	5人
同	転入者数	11人
同	転出者数	14人
同	退会者数	30人
2023年度末	会員数	1,502人

(8) 2023年度賛助会員16社 (順不同)

シーメンスヘルスケア株式会社
GEヘルスケア・ジャパン株式会社
キヤノンメディカルシステムズ株式会社
株式会社メディカル・サービスT&K
コニカミノルタジャパン株式会社
カイゲンファーマ株式会社
富士フイルムメディカル株式会社

富士フイルムヘルスケア株式会社

日本メジフィジックス株式会社

株式会社フィリップス・ジャパン

バイエル薬品株式会社

PDR ファーマ株式会社

株式会社サイカンシステム

島津メディカルシステムズ株式会社

株式会社東日本メディカル

株式会社ドクターネット

2. 学術教育活動報告

(1) 第7回 SART 学術ナイトセミナー

～画像検査のワンポイントアドバイス～

講 師：中根 淳、浅見 純一、滝口 泰徳、
近藤 敦之

日 程：2023年7月20日 (木)

場 所：Zoomを利用したオンライン開催

参 加 者：54人

(2) 第8回Freed セミナー

講 師：THINGiR ファシリテータ 大澄りえ

日 程：2023年9月9日 (土)

場 所：埼玉県診療放射線技師会事務所

参 加 者：8人

(3) 2023年度 第8回 DR計測セミナー

講 師：樋口 誠一、堀切 直也、滝口 泰徳、
戸澤 僚太

日 程：2023年10月7日 (土)

場 所：埼玉県済生会川口総合病院

参 加 者：5人

(4) 第8回 SART 学術ナイトセミナー

～CT検査ステップアップのためのワンポイント
アドバイス～

講 師：堀切 直也、廣田 絵美、野々浦成美、
茂木 雅和

日 程：2023年10月19日 (木)

場 所：Zoomを利用したオンライン開催

参 加 者：35人

(5) 2023年度 第14回CT認定講習会

講 師：富田 博信、八木沢英樹、寺澤 和晶、
中根 淳、城處 洋輔

日 程：2023年11月19日 (日)

場 所：Zoomを利用したオンライン開催

参 加 者：7人

(6) 2023年度 第21回胸部認定講習会

講 師：滝口 泰徳、吉澤 孝郁、笹原 重治
森 一也、戸澤 僚太、佐々木 健
日 程：2023年11月26日（日）
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
参 加 者：18人

(7) 2023年度 MRI基礎講習会

～専門技術者認定試験から学ぶMRIの基本知識～

講 師：糸見 陽平、駒形 一成、綾部 佑介
日 程：2023年12月16日（土）
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
参 加 者：21人

(8) 2023年度 救急撮影ケーススタディ

講 師：大塚 和也、市川 暁
日 程：2024年1月13日（土）
場 所：さいたま赤十字病院
参 加 者：14人

(9) 2023年度 第21回胸部認定試験

日 程：2024年1月14日（日）
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
参 加 者：17人
認 定 者：A認定 三島 裕介
B認定 松倉 和久、勅使河原 真由美、
峯村 祐美、立野 友香、
印田 起基、伊藤 涼香、
富田 剛史

(10) 2023年度 第14回CT認定試験

日 程：2024年1月18日（木）
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
参 加 者：6人
認 定 者：A認定 該当者なし

B認定 沼田 将太、三島 裕介

(11) 2023年度 第21回上部消化管検査認定講習会

講 師：浅見 純一、志田 智樹、池田 圭介
今出 克利、大森 正司
日 程：2024年1月21日（日）
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
参 加 者：9人

(12) 2023年度 第20回上部消化管検査認定試験

日 程：2024年2月4日（日）
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
参 加 者：6人
認 定 者：A認定 該当者なし

B認定 塚田 将司、篠崎 あい

(13) 2023年度 乳腺セミナー

講 師：土田 拓治、廣田 絵美、館沼理保奈
日 程：2024年2月18日（日）
場 所：さいたま赤十字病院
参 加 者：7人

3. 編集・情報・活動報告

(1) 編集活動報告

2023年度の編集活動として、会誌「埼玉放射線」を第71巻271号から第71巻274号まで、計4回発刊致しました。

第71巻1月271号では、第36回埼玉県診療放射線技師学術大会抄録集、特集：医療法に基づくエックス線診療室の漏えい線量測定、技術解説4社など。

第71巻5月272号では、2号連続特集「深吸気息止め照射の臨床導入、誌上講座として「手持ち撮影歯科用エックス線装置の法令適用」、第12回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定期総会資料など。

第71巻7月273号では、2号連続特集「アブチェスを用いたDIBH導入時の注意点」・「SGRTを用いたDIBH導入時の注意点」学術大会 最優秀演題賞抄録「自動断面設定を用いた膝関節MRIにおける再現性の検討」抄録など。

第71巻10月274号では、第36回埼玉県診療放射線技師学術大会抄録集、技術解説2社などを掲載しました。

(2) 情報活動報告

ア「会員向けHP」

- 1) 学術案内（15件）
- 2) 表紙・巻頭言（4件）271～274号まで
- 3) 会誌・バックナンバー（4件）268～271号まで
- 4) お知らせ（44件）

イ「一般向けHP」

- 1) 「会誌・バックナンバー」（4件）268～271号まで
- 2) お知らせ（2件）

ウ「メールマガジン配信」

- 1) 配信8件（no.123からno130まで）
- 2) 登録7件

4. 新春の集い

日 程：2024年1月12日（金）
場 所：大宮サンパレス／GLANZ「ストーリー」
3F

5. 財務報告

決算関係報告は総会にて行います。

6. 公益活動

(1) 医療画像展 4回

(2) 被ばく相談

ホームページにて6件

(3) 放射線特別授業

・早稲田大学本庄高等学院

開催日：2023年7月5日（水）

・開智中学高等学校

開催日：2023年7月26日（水）

・浦和明の星女子中学高等学校

開催日：2024年1月20日（土）

(4) 夢を見つける！リアル体験プレミア教室

開催日：2023年12月3日（日）

場所：さいたま市民会館（レイボックホール）

参加者：46人

7. 支部報告

第一支部

支部理事 佐藤 吉海

監 事 宮澤 浩治

役員 双木 邦博 八木沢英樹

大岩 祐哉 小野田真帆

福田 栞 野々浦成美

北原 弘治 山本夏都美

田村 智将 内藤 完大

関口 諒

(1) 支部役員会

日時：2023年7月21日（金）19：00～

場所：浦和コミュニティーセンター

役員：9人

内容：勉強会内容、役員変更について

(2) 第1回支部勉強会

日時：2023年10月20日（金）19：00～

場所：Zoomを利用したオンライン開催

参加人数：104人

内容：

(ア) メーカー講演

「新製品 zirstation REVORAS のご紹介」

アミン株式会社 明福 義昭

「新たなCT用造影剤インジェクタCentargo
の製品紹介」

バイエル薬品株式会社 大沼 秀樹

(イ) 一般演題

「肝疾患の基礎と臨床」

済生会川口総合病院 保川 裕二

「救急医療におけるMRI検査の基礎」

さいたま市立病院 石田 貴志

(3) 支部役員会

日時：2023年11月7日（火）19：00～

場所：浦和コミュニティーセンター

役員：9人

内容：第2回勉強会内容について

(4) 支部役員会

日時：2024年1月23日（火）19：00～

場所：浦和コミュニティーセンター

役員：10人

内容：第2回勉強会発表スライド打ち合わせ

(5) 第2回支部勉強会

日時：2024年2月16日（金）19：00～

場所：浦和コミュニティーセンター

参加人数：63人

内容：

(ア) メーカー講演

「グリッドの理解」

株式会社 三田屋製作所 横内 悟朗

(イ) 一般演題

「3次救急における頸髄損傷への対応とMRI検査」

さいたま市立病院 榎本 克希

「これだけは知っておこう、PE + DVTの基礎」

済生会川口総合病院 鈴木 雄大

「Single Source の Dual Energyを用いたPE + DVT 造影CT検査について」

東川口病院 田村 智将

「Single Energy CTを用いたPE+DVT撮影」

さいたま市立病院 野々浦 成美

第二支部

会長（支部理事） 大西 圭一

会計 大西 圭一

役員 三島 裕介 梅澤 達也

小澤 昌則 岡田 良祐

第三支部

会長（支部理事） 大友 正人

副会長 浅見 徹
会 計 長住 一樹
監 事 今井 昇
役 員 遠藤 真里 明田川尚宏
細井 慎介 佐藤 浩彰

(1) 第1回 支部役員会

日 時：2023年4月24日(月) 19：00～19：50
会 場：埼玉医科大学国際医療センター
参加人数：7人
内 容：2023年度事業日程について

(2) 第2回 支部役員会

日 時：2023年6月28日(水) 18：00～18：45
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
内 容：第1回第三支部勉強会について
参加人数：6人

(3) 第1回第三支部勉強会

日 時：2023年7月14日(金) 18：30～19：45
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
内 容：今年度事業予定・役員改選報告
技師講演
もう一度学ぼう、急性腹症
～画像所見を中心に～
埼玉医科大学総合医療センター 細田 菜月
高度救命救急センターってどんな所？
～搬送から治療まで～
埼玉医科大学総合医療センター 町田 遼河
参加人数：63人

(4) 第3回 支部役員会

日 時：2023年7月14日(金) 19：30～20：15
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
内 容：第37回川越市健康まつりについて
参加人数：7人

(5) 第4回 支部役員会

日 時：2023年11月20日(月) 19：00～19：40
場 所：埼玉医科大学国際医療センター
内 容：川越市健康まつり、定時総会・勉強会について
参加人数：5人

(6) 第37回 川越市健康まつり

日 時：2023年12月17日(日) 12：00～15：00
場 所：ウェスタ川越 多目的ホール
内 容：医療画像展、パネル展示、被ばく相談など
参加人数：32人

(7) 第5回 支部役員会

日 時：2024年1月26日(金) 16：30～18：30
場 所：埼玉医科大学国際医療センター
内 容：第三支部・地区定時総会案内状作成
参加人数：2人

(8) 第6回 支部役員会

日 時：2024年2月28日(水) 18：00～19：30
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
内 容：第三支部・地区定時総会・勉強会について
参加人数：6人

(9) 2023年度 第三支部定期総会・勉強会

日 時：2024年3月14日(木) 19：00～21：00
場 所：ウェスタ川越 2階 活動室1
内 容：定時総会・勉強会
メーカー講演
シーメンスCT最新情報
シーメンスヘルスケア株式会社CT事業部
中島 彩

技師講演

緊急性の高い胸部疾患～大動脈解離～
埼玉医科大学病院 中央放射線部
長嶋 賢太
「Dynamic Digital Radiography
単純X線撮影は、動画撮影の領域へ」
埼玉医科大学病院 中央放射線部
関谷 陸

参加人数：42人

第四支部

会 長(支部理事) 大野 渉
副会長 柏瀬 義倫
会 計 高井 太市
役 員 大谷 智則 山崎 貴雄
田中 智大 横田 文克
監 事 山田 伸司

(1) 医療画像展(秩父市保健センターまつり)

日 時：2023年7月30日(日) 12：00～17：00
場 所：秩父市役所
内 容：パネル展示
参 加 者：100人

(2) 2023年度 第四支部 納涼会

※コロナウイルスの影響で中止

(3) 第1回四支部勉強会

総会資料

日 時：2023年9月28日(木) 19：00～21：00

内 容：

メーカー講演

「RF予備校 ～初めてのアブレーション～」

ディーバイエックス株式会社

中日本第三営業部 群馬営業所一課

大藤泰彦氏

技師講演

「アブレーション術前CT」

深谷赤十字病院 放射線科部 齋藤幸夫氏

参 加 者：59人

(4) 第1回 四支部役員会

日 時：2023年9月28日(木) 21：00～21：30

内 容：納涼会、勉強会、健康祭り

参 加 者：8人

(5) 医療画像展（深谷市福祉健康まつり）

日 時：2023年10月29日(日) 9：00～15：00

場 所：深谷ビックタートル・深谷市総合体育館

内 容：骨密度測定、パネル展示、スーパーボール釣り、被ばく相談など

参 加 者：417人

(6) 2023年度 第四支部 忘年会

※コロナウィルスの影響で中止

(7) 四支部役員引き継ぎ会

日 時：2023年12月22日(金) 19：00～20：00

場 所：熊谷総合病院

参 加 者：7人

(8) 第2回 四支部勉強会

日 時：2024年1月18日(木) 19：00～20：30

内 容：

メーカー講演

「CT造影の基礎と医療安全について」

根元杏林堂 営業部 宇越 弘樹 氏

技師講演

「脳卒中と血管内治療について」

東松山市立市民病院

放射線科 早川 和也 氏

参 加 者：48人

(9) 第2回 四支部役員会

日 時：2024年1月18日(木) 20：30～21：00

内 容：監査会、総会日程について

参 加 者：9人

(10) 2023年度 四支部監査会

日 時：2024年3月6日(水) 19：00～

内 容：会計監査など

参 加 者：8人

(11) 医療画像展（行田健康フォーラム2024）

日 時：2024年3月17日(日) 12：30～16：00

場 所：行田市産業文化会館

内 容：骨密度測定など

参 加 者：66人

(12) 第3回 四支部勉強会・2023年度第四支部総会

日 時：2024年3月21日(木) 19：00～

講演内容：

「能登半島地震での日赤救護班活動を経験して」

小川赤十字病院 清水 美季 氏

「新生MRI室始動しました！」

小川赤十字病院 橋本亜矢子 氏

参 加 者：48人

(13) 第4回 四支部役員会

日 時：2024年3月21日(木) 20：30～21：00

参 加 者：10人

第五支部

支部理事 矢崎 一郎

支部役員 岩井 悠二 石原 優希

矢部 智 村本 圭祐

中嶋 幸孝 金子 初穂

矢作 悠馬 町永 努

加藤 広一 関口 敬雄

中村 優志 曾根 昌弘

駒崎 和弘

(1) 医療画像展

日 程：2023年10月22日(日)

場 所：越谷市日光街道周辺

(越谷市民祭り内にて開催)

第六支部

会 長（支部理事） 仲西 一真

副会長 池野 裕太

監 事 山口 明 大森 正司

学 術 木村 千尋 小保方 駿

安東 千尋

広 報 吉井 肇

編 集 畠山 洋一

総 務 野口 裕輔 上原 雅人

会 計 大川斗喜也 木暮 萌絵

(1) 第1回 支部役員会

日 時：2023年4月21日(金) 19:00～20:00
場 所：上尾中央総合病院 臨床研修センター
参 加 者：10人

(2) 第1回 定期講習会

日 時：2023年7月6日(木) 19:00～21:00
場 所：さいたま赤十字病院 多目的ホール
参 加 者：26人
テ ー マ：一般撮影

- ①膝関節レントゲン撮影について
彩の国東大宮メディカルセンター 北隅 諒大
- ②THA術前に必要な股関節撮影
さいたま赤十字病院 齋藤 尚希
- ③小児撮影
埼玉県立小児医療センター 長嶋 萌葉
- ④救急外来での一般撮影-胸部・足関節-
上尾中央総合病院 上原 雅人

(3) 第2回 支部役員会

日 時：第二回 役員会
場 所：上尾中央総合病院 会議室
参 加 者：9人

(4) 第2回 定期講習会

日 時：2023年11月29日(水) 19:00～21:00
場 所：上尾中央総合病院 臨床研修センター
参 加 者：25人
テ ー マ：各施設での救急撮影の取り組み

- ①白岡中央総合病院の救急撮影の取り組み
白岡中央総合病院 田中 啓太
- ②丸山記念総合病院の救急撮影の取り組み
丸山記念総合病院 黒住 奈那
- ③上尾中央総合病院の救急撮影の取り組み
上尾中央総合病院 齋藤 里奈
- ④さいたま赤十字病院の救急撮影の取り組み
さいたま赤十字病院 大川斗喜也

(5) 第3回 支部役員会

日 時：2024年1月16日(火) 19:00～20:00
場 所：さいたま赤十字病院 第3会議室
参 加 者：10人

(6) 支部会計監査

日 時：2024年1月23日(火) 19:00～20:00
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
参 加 者：6人

(7) 定期総会 第3回定期講習会

日 時：2024年3月22日(金) 19:00～21:00
場 所：さいたま赤十字病院 多目的ホール

参 加 者：26人

テ ー マ：上腹部MRI攻略ガイド

上尾中央総合病院 木下 友都

8. 研究会活動

(1) 埼玉乳房画像研究会活動報告

ア. 第80回画像の向こうの患者をみよう勉強会
(症例検討会)

日 時：2023年6月12日(月) 19:00～21:00
場 所：さいたま赤十字病院とZoomによる
Webのハイブリッド開催
内 容：症例検討会
総司会

埼玉県立小児医療センター 田中 宏

参 加 者：23人

イ. 第6回埼玉乳房画像研究会講習会

日 時：2023年7月31日(月) 18:30～20:30
場 所：さいたま赤十字病院とZoomによる
Webのハイブリッド開催
内 容：マンモグラフィのポジショニングにつ
いて考えよう

講義 埼玉県立がんセンター 辻村 明日香
ポジショニング実践

さいたま赤十字病院 舘沼 理保奈
埼玉県立がんセンター 湧田 もみじ

参 加 者：13人

ウ. 第7回埼玉乳房画像研究会講習会

日 時：2023年10月12日(木) 18:40～20:40
場 所：Zoomを利用したオンライン開催
内 容：読影の基礎 ～腫瘍編～

乳房MRI撮像のトピックス

GEヘルスケア・ジャパンMR部 池田浩太郎
MMG 行田中央総合病院 坂口 由樹
US 北里大学 山田 智子
MRI 埼玉協同病院 佐藤夏都美

参 加 者：14人

エ. 第81回画像の向こうの患者をみよう勉強会
(症例検討会)

日 時：2024年2月9日(金) 19:00～21:00
場 所：さいたま赤十字病院 多目的ホール
内 容：症例検討会
総司会

埼玉県立小児医療センター 田中 宏

参 加 者：9人

(2) 埼玉消化管撮影研究会活動報告

ア. 第66回埼玉消化管撮影研究会

日 程：2023年7月26日（水）

場 所：Zoom を利用したオンライン開催

総司会 深谷赤十字病院 小林 茂幸

内 容：

講 義：『新しい透視画像処理技術 DeEP 』

さいたま赤十字病院 大森 正司

埼玉消化管症例閲覧会：

司会 行田中央総合病院 浅見 純一

症例提供 済生会川口総合病院 池田 圭介

参 加 者：72人

イ. 第67回埼玉消化管撮影研究会

日 程：2023年11月28日（火）

場 所：さいたま赤十字病院 多目的ホール

総司会 深谷赤十字病院 小林 茂幸

内 容：前壁撮影 圧迫用フツンの活用法

講 義：

バスタオルおにぎり法

さいたま赤十字病院 小此木 俊

バスタオルのりまき法

済生会川口総合病院 池田 圭介

長フツン法

JCHOさいたま北部医療センター 鶴沼 清二

参 加 者：62人

ウ. 第68回埼玉消化管撮影研究会

日 程：2024年3月26日（火）

場 所：さいたま赤十字病院 多目的ホール

総司会 深谷赤十字病院 小林 茂幸

内 容：

講 義：

バリウム新製品紹介

カイゲンファーマ株式会社 野島 翔希

バリウムの消化管穿孔

JCHO埼玉メディカルセンター 田中 一臣

埼玉消化管症例閲覧会：

司会 済生会川口総合病院 池田 圭介

症例提供 みさと健和病院 山本与志樹

参 加 者：28人

2023年度（公社）埼玉県診療放射線技師会理事会審議事項

1. HP更新のためのWordPressバージョンアップの件、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-1）
継続審議
2. 2022年度事業報告（案）について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-2）承認
3. 名誉会員の承認、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-3）承認
4. 2022年度埼玉県診療放射線技師会決算承認について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-4）承認
5. 監査報告書の承認、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-5）承認
6. 第7回SART学術ナイトセミナーの開催、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-6）承認
7. 2023年度Freedセミナーの開催、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-7）承認
8. 第26回秩父市保健センターまつりに参加し、医療画像展の開催、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-8）承認
9. 新入会員の承認について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-9）承認
10. 2023・2024年度、代表理事（会長）、副会長、常務理事の選任について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-10）承認
11. 2023・2024年度 相談役の選任について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-11）承認
12. 学術大会の参加登録を事前と当日の2つの区分にしたい。2つに分ける場合は、金額と支払い方法に関して審議してもらいたい。
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-12）承認
13. SARTホームページ更新環境のバージョンアップについて、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-13）承認
14. ウイルスソフト（ESET）の更新について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-14）承認
15. JSRT関東（東京支部）との合同学術大会の開催について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-15）承認
16. 新入会員の承認について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-16）承認
17. 「夢を見つける！リアル体験教室 あこがれの職業を体験しよう！」への参加について（主催：埼玉県・青少年育成埼玉県民会議）、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-17）承認
18. 第37回川越市健康まつりへ参加し、医療画像展を行うにあたっての予算案の承認および展示パネル、のぼりの貸し出しについて、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-18）承認
19. DR計測セミナーを開催したい、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-19）承認
20. 第21回胸部認定講習会・試験を開催にしたい、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-20）承認
21. 2023年度 上部消化管検査 認定講習会の開催について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-21）承認
22. 第8回SART学術ナイトセミナーを開催したい、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-22）承認
23. 第37回埼玉県診療放射線技師学術大会の開催案内および参加登録に関して審議および承認をお願い致します。学会のテーマは学術委員会で審議した結果、”「MANABI」 求められる診療放射線技師をめざして”を案として挙げました。
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-23）承認
24. 2024年“新春の集い”開催について（開催方法：会場参加型）、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-24）承認
25. 新入会員の承認について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-25）承認
26. 深谷市福祉健康まつりに企画し医療画像展の開催に際し、予算案の承認および骨密度測定装置レンタルの貸出について、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-26）承認
27. 会誌「埼玉放射線」の編集・印刷発送業務の契約満了に伴い、次期もキタジマと契約更新したい、
資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-27）承認

28. 第14回CT認定講習会と認定試験を開催したい、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-28) 承認
29. 2023年度救急撮影ケーススタディを開催したい、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-29) 承認
30. MRI基礎講習会を開催したい、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-30) 承認
31. “2024年新春の集い”開催詳細について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-31) 承認
32. 第48回越谷市民祭りの事業に参加、医療画像展として出店予定。予算案の承認について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-32) 承認
33. 新入会員の承認について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-33) 承認
34. 公益委員会事業として開催している放射線特別授業「3Dワークステーションを用いた人体解剖学体験」用にノートPCとDICOM Viewerの追加購入をお願いしたい、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-34) 承認
35. 乳腺セミナーを開催したい、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-35) 承認
36. 2024年埼玉県診療放射線技師会ホームページの更新委託について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-36) 承認
37. 新入会員の承認について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-37) 承認
38. 「夢を見つける！リアル体験教室・あこがれの職業を体験しよう！」予算修正について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-38) 承認
39. 2024年度 診療放射線技師のためのフレッシュャーズセミナー（第25回SARTセミナー）の開催について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-39) 承認
40. 2024年度公益社団法人埼玉県診療放射線技師会第13回定期総会の開催について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-40) 承認
41. 第38回以降の埼玉県診療放射線技師学術大会において一般演題の筆頭演者、座長、講師についての条件を設けたい、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-41) 承認
42. 行田市市民フォーラム2024に参画し医療画像展の開催に際し、予算案の承認および骨密度測定装置レンタルの貸出について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-42) 承認
43. 新入会員の承認について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-43) 承認
44. 2024年度事業計画（案）について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-44) 承認
45. 2024年度（公社）埼玉県診療放射線技師会予算案について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-45) 承認
46. （公社）埼玉県診療放射線技師会75周年記念祝賀会開催について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-46) 承認
47. （公社）埼玉県診療放射線技師会 永年勤続表彰対象者（20年・40年）の承認について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-47) 承認
48. 新入会員の承認について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-48) 承認
49. 「診療放射線技師法の改正と業務拡大に伴う統一講習会」事業、「令和3年厚生労働省告示第273号研修」事業にファシリテータとして協力された方への功労表彰について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-49) 承認

2024年度事業計画（案） タスクシフト・シェアの推進と組織率向上の施策

2024年度の埼玉県診療放射線技師会の事業計画は、診療放射線技師のタスクシフト・シェアの推進と組織率の向上を目指したい。ここで、タスクシフト・シェアにおいて、核となるのは、告示研修の計画的な実施を推進することであるが、県内さまざまな施設においての実践例共有についても学術大会などで共有を進めたい。また、従前から開催している各種認定講習会を含む継続教育プログラムの実施により、基礎的な知識と技術を幅広い会員に習得して頂き、その専門性を高めていきたい。さらに、他の医療職種とのセミナーやシンポジウムを通じ、連携を深めることで、チーム医療の一環としてのタスクシェアが推進されると考える。

組織率の向上に関しては、会員向けの特典やサービスを拡充し、新たな会員の獲得を目指す。会員をはじめ、本会役員との定期的なコミュニケーションを通じて、ニーズを把握し、それに基づいた施策を展開する。また、ソーシャルメディアや各種イベントを活用したプロモーション活動により、技師会の活動と存在感を広く伝えることを検討したい。

この計画の実施と評価には、具体的な数値目標の設定、進捗の定期的な確認、年度末の成果評価が含まれる。これらのプロセスを通じて、診療放射線技師の専門性の向上と組織としての強化が図られる。また、これにより医療現場の効率化と患者ケアの質の向上に寄与することが期待される。以下に具体的事業を挙げる。

多職種との連携

院内ではチーム医療を重視し、医師はもちろん、コメディカル同士の連携の重要性が述べられてきた。今後は職能団体の連携も強めていきたい。

1. 職業人としての質の向上

(1) 学術大会・認定講習会・セミナーの定期開催

- ア. 埼玉県診療放射線技師学術大会の開催
- イ. 埼玉県診療放射線技師支部合同秋季大会
- ウ. 胸部撮影認定講習会
- エ. 上部消化管検査認定講習会
- オ. フレッシュアップセミナー（SART セミナー）
- カ. 放射線技術部門マネジメント・セミナー（医療安全、接遇・クレーム、医療経営人材育成）

- キ. CT 認定講習会
- ク. MRI 基礎講習会
- ケ. 乳腺セミナー
- コ. DR 計測セミナー
- サ. 救急撮影ケーススタディー（日本救急撮影技師認定機構との共催）
- シ. 読影力向上のための講習会（支部開催セミナー）
- ス. AI (Artificial Intelligence) 関連講習会の開催
- セ. オンラインセミナー、学会の充実およびデジタル化
- ソ. 業務拡大 2015 年統一講習会の継続および告示研修開催への協力
- タ. オンライン会議有効運用
- チ. 多職種職能団体との連携強化

(2) 会員講師の育成と体制づくり

(3) 他県診療放射線技師会や他団体との合同講習会企画推進

- ア. 関東甲信越診療放射線技師学術大会への協力
- イ. 日本診療放射線技師全国大会への協力
- ウ. 埼玉県医師会主催事業への支援
- エ. 埼玉県臨床検査技師会への協力
- オ. 日本放射線技術学会関東部会との合同企画
- カ. 日本診療放射線技師会との合同開催企画
- キ. 各認定機構との合同企画（埼玉開催の推進）

2. 組織運営に関わる事業

(1) 行政との連携

(2) 入会促進・会員継続事業の検討

- ア. 各研究会と協力し、非会員である者の獲得
- イ. 告示研修での技師会 PR 活動

(3) 会員データベースの適正化

3. 公益目的事業

- (1) 学術情報の提供 刊行誌「埼玉放射線」の発刊
- (2) 市民公開講座の開催
- (3) 地域自治体主催事業への参画
- (4) 医療画像展の開催と支援
- (5) 県民向けホームページの充実
- (6) 医療被ばく相談の迅速な対応

- (7) 埼玉県内の中学高校における放射線特別授業・3DWS の担務
- (8) 文部科学省事業における放射線特別授業への協力

4. 編集・情報

- (1) 本会会誌「埼玉放射線」の充実
- (2) 診療放射線技師向けホームページの充実、各講習会、セミナー、イベントなどの迅速な広報
- (3) e-book コンテンツの維持継続
- (4) メールマガジンの有効利用

5. その他

- (1) 他医療職種団体との連携
- (2) 日本診療放射線技師会・他県技師会への協力

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 定款

平成24年4月1日制定

平成27年5月30日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学の向上を図り、もって地域保健医療の向上及び県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線医療に関する知識の普及啓発事業
- (2) 診療放射線学及び診療放射線技師の職業倫理高揚に関する研修会、研究会、講習会などの開催
- (3) 放射線管理と医療被曝の適正化に関する事業
- (4) 診療放射線学に関する調査、研究、情報提供及び指導
- (5) 前各号に掲げる事業に関する図書、印刷物等の刊行
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県内にて行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった正会員のうち、理事会の推薦を受け総会の承認を得た個人
- (3) 賛助会員 正会員の資格を有しないもので、この法人の事業に賛同して、理事会の承認を得た個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった次年度から毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、自己の療養又は親族の介護、育児その他やむを得ない事情により、診療放射線技師又は診療エックス線技師として現に業務に従事していない期間が継続して1年以上経過している正会員については、総会において別に定める基準に従って経費を支払う義務を免除することができる。

2 名誉会員は、前項における経費を負担することを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬などの額に関する事項
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員及び名誉会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、正会員及び名誉会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び名誉会員の半数以上であって、正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし2名を副会長、6名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選定及び解職する。会長の選定及び解職をする場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

第26条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 前条の規定は、相談役の報酬等について準用する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(常務理事会)

第29条 この法人に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

3 常務理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
- (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善についての意見を理事会に提出すること。

(招 集)

第30条 理事会及び常務理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会及び常務理事会を招集する。

(決 議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員及び名誉会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬などの支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に

に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 支 部

(支 部)

第42条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置く。

- 2 支部は第34条の事業計画書に基づき、当該支部に関する事業を執行する。
- 3 支部は第20条第1項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦をすることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は小川 清とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 諸規程

会費規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

第2条 会費は次のとおりとする。

正会員	年額9,000円
賛助会員（個人）	年額9,000円
賛助会員（法人）	年額25,000円

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

第4条 会員は、毎事業年度、9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

第5条 定款第7条第1項ただし書きの規定により、会費の免除の取扱いを受けようとする者は、所定の申請書を添えて、毎年度、本会に申請するものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成28年6月18日から施行する。

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第25条に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び会長から指名を受けた会員をいう。
- (3) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬

等であって、次条及び第4条に規定するものをいう。

- (4) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の額及び支給の方法)

第3条

理事の報酬は、理事会及び常務理事会の出席1回につき2,000円を上限とし、理事会で決定する。

2 監事の報酬は、年額111,370円を上限として、監事が協議して定める額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該役員が報酬を辞退した場合は支給しない。

4 報酬は、四半期ごとに現金で支給する。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(講師及び原稿執筆謝金)

第4条 役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程」に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(費 用)

第5条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用は、現金で支払うものとする。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支払うものとする。

(公 表)

第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項の規定により報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第7条 この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程 (本会主催の講師謝金)

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の役員等が、本会主催の講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、その謝金として、1回につきその時間が30分以内のときは5,568円、1時間以内のときは11,137円を、1時間を超えるときは22,274円を支払うものとする。

(原稿執筆謝金)

第2条 役員等が、本会の発行する定期刊行物又は書籍の原稿を当会員または日本診療放射線技師会会員が執筆したときは、1,000字毎に2,500円を限度として執筆謝金を支払うことができる。但し、1回の限度額を20,000円とする。

(支払い方法)

第3条 前2条の謝金は、当該講演又は入稿の後速やかに現金で支払うものとする。ただし、当該役員等から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(会員以外の者への謝金)

第4条 診療放射線技師以外の者が本会の発行する定期刊行若しくは書籍の原稿を執筆したときは、第2条に定める金額に100分の50を乗じた額を加算して支給する。

(改 正)

第5条 この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年6月18日から施行する。

講師謝礼に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）が主催する診療放射線技師または診療エックス線技師を主な対象者とした、職業倫理高揚及び診療放射線学の向上に関する研修会、研究会、講習会等（以下、「研修会等」という）の講師への謝礼について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝礼の支払い)

第2条 謝礼は、研修会等1回ごとに、講師1人につき55,685円を上限として支払うものとする。

(旅 費)

第3条 講師には、その自宅又は勤務地から研修会等の会場まで公共交通機関を使用した場合における交通費相当額を支給する。ただし、研修会等の会場の近辺に公共交通機関が存在しない等交通不便地の場合は、講師の自宅又は勤務地から当該会場に最も近い鉄道の駅までの交通費相当額に、当該駅から会場まで距離1kmごとに300円を乗じて得た額を加算して支給する。

(支給の方法)

第4条 謝礼及び旅費の支給日は研修会等の終了後とし、支給方法は所得税その他法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を現金又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(適用除外)

第5条 この規程は、本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合には適用しない。

2 本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合の謝礼及び旅費に相当する金員の支給は、役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき支給するものとする。

(改 正)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成25年5月8日から施行する。

旅費および日当等支払規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、委員会（編集委員会、学術委員会その他理事会の議決に基づき設置した委員会その他の組織をいう。以下同じ。）の会務（当該委員会の会議及び当該委員会の所掌する事務に関する活動であって、会長の許可を得たものをいう。以下同じ。）のために出張する当該委員会の構成員に支給する旅費及び日当について定めるものとする。

(旅 費)

第2条 旅費は当該旅行のための移動方法の別にかかわらず、旅行開始場所から会務実施場所までの往復の旅程について、公共交通機関を用いて旅行した場合に生じる額を支給する。ただし、当該旅行の区間に公共交通機関による移動が不能な区間が含まれるときは、当該移動が不能な区間の旅費は、距離1kmごとに300円を乗じて得た額を支給するものとする。

第3条 会務に従事した場合は、当該委員会の構成員に日当を支給する。

2 前項の日当は、会務1日につき1,000円とする。ただし、会長が理事会の議決を経て定めたものについては2,000円とする。

第4条 旅費及び日当のほか、会務に関する学術大会、講習会等の開催及びその準備に係る役務費、消耗品

費その他の経費であって委員会の構成員が立て替えたものは別に弁償する。

第5条 経費は、その都度現金により支払う。ただし、当該委員会の構成員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

会員の登録等に関する規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第5条第1項、第6条及び第8条に基づいて、会員の入退会に関する細部手続について必要事項を定めることを目的とする。

第2条 本会に入会しようとする者は、診療放射線技師及び診療エックス線技師でなければならない。ただし、賛助会員はこの限りではない。

第3条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出するものとする。

第4条 理事会は、入会申込書に基づいてその諾否を審査し、入会承認を決定するものとする。

第5条 入会を承認したときは、会員原簿に登録するとともに、速やかに入会年月日を本人に通知するものとする。

2 入会を否認したときは、その理由を付して本人に通知するものとする。

第6条 会員の資格は、理事会が承認した日に始まり資格喪失した日に終わる。ただし、定款第10条（1）の要件が発生したときは、理事会の承認を経て資格を停止し、出版刊行物送付等を制限することがある。

第7条 会員は、入会申込書記載の住所、氏名、勤務先に変更を生じたときは、速やかに届け出るものとする。

第8条 会員は次の特典を享受することができる。

（1）本会が保有する会議室を優先して利用することができる。

（2）本会が刊行する会誌を無料で配布を受けることができる。

(3) メーリングリストに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。

(4) 本会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加することができる。

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し、退会届を本会に届け出るものとする。

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成24年12月5日から施行する。

役員選出規程

第1章 総 則

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の役員の選出は、定款第21条に基づき、この規程により行うものとする。

第2章 選挙管理委員会

第2条 役員を選出するときは、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設けるものとする。

第3条 選挙管理委員会は、正会員のなかから選出して構成し、委員長は互選とする。

2 役員及び選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

(1) 選挙の公示

(2) 役員の立候補者届の受理、資格審査及び立候補者氏名の公示

(3) 投票及び開票の管理ならびに当選の確認

(4) 総会において選挙結果の報告

(5) その他選挙管理に必要な事項

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。

第3章 役員の選挙

第6条 理事、監事に立候補しようとする個人、又は推薦しようとする支部は、所定の様式により選挙管理委員会に届け出るものとする。ただし、推薦の場合は本人の同意を必要とする。

第7条 立候補又は推薦の届出締切りは、総会の2か月前とする。

第8条 選挙は、立候補届のあった者について、総会に出席した会員によって行うものとする。

第9条 投票は、出席会員の無記名投票により行うものとする。

のとする。

第10条 投票は、次の順序によって行う。

(1) 理事

(2) 監事

第11条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から、高点順に定める。

第4章 無投票当選

第12条 各選挙を通じ、締切日を経過しても立候補者が役員定数を超えないときは、総会において無投票により当選者を定めるものとする。

第5章 異議申し立て

第13条 選挙に関する異議は、選挙終了後14日以内に選挙管理委員会に文章をもって申し立てることができる。

第6章 立候補ならびに当選の取消

第14条 役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、選挙管理委員会の決議により立候補または当選を取り消すことができる。

第15条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

総会運営規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の総会運営を民主的かつ能率的に運営することを目的として定める。

第2条 前条の目的を達成するために、総会運営委員会を設けるものとする。

第3条 前条の委員会は、正会員のなかから6名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

第4条 総会運営委員会は、総会の付議に基づき、次のことを協議し、その承認を得て運営する。

(1) 議長団の選出の方法

(2) 議事日程及び進行

(3) 総会出席会員の資格審査

(4) その他総会運営について必要な事項

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

表彰規程

(目 的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第4条の事業を遂行するにあたり、顕著な功績のあった者の表彰に関する事項と、関係団体からの推薦依頼に関する諸条件について定める。

(条 件)

- 第2条 表彰の対象となる者は、次の各号に該当することを条件とする。
 - (1) 本会に15年以上在籍し、かつ会費を完納している者
 - (2) その他、会長が適当であると認めた者

(種 類)

- 第3条 表彰に関する分類は次のとおりとする
 - (1) 功労賞 本会に多大な貢献があった者、または本会役員の在任期間が4年以上を有している者
 - (2) 学術奨励賞 保健医療に関する研究、発明、発見、考案を行った者
 - (3) 学術新人賞 研究発表を積極的に行った概ね30歳未満の正会員
 - (4) 叙勲、関係団体表彰候補
 - (5) 永年勤続者
 - ア 20年以上放射線業務に従事した者
 - イ 40年以上放射線業務に従事した者
 - (6) 特別賞 他の模範となる善行があった者

(推 薦)

- 第4条 受賞者の推薦は正会員又は名誉会員が行う。

(選 考)

- 第5条 選考は表彰委員会が行い、委員会は会長、副会長、総務常務理事、および会長委嘱者5名の計10名で組織する。なお、会長委嘱者と委員長は役員外とする。

(決 定)

- 第6条 表彰委員会は選考結果を理事会に答申し、決定は理事会にて行う。その他表彰に関する必要な事

項についても理事会において決定する。

(内 容)

- 第7条 表彰は表彰状と副賞を授与するものとする。

(実 施)

- 第8条 表彰の実施は総会時に行うものとする。

(改 廃)

- 第9条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年2月6日から施行する。

表彰規程細則

(表彰の実施)

- 第1条 表彰に関わる旅費、交通費は旅費規程の対象外とする。
- 2 表彰者ならびに表彰の概要を本会会誌に掲載し広報する。

(予 算)

- 第2条 表彰に関する予算は当該年度の予算から充当する。

(表彰枠)

- 第3条 表彰の種類に関わる表彰枠は次のとおりとする。
 - (2) 学術奨励賞 若干名
 - (3) 学術新人賞 若干名

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年2月6日から施行する。

互助規程

- 第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会会員の相互扶助を図るために定めたものである。
- 第2条 前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。
 - (1) 会員に対する死亡弔慰金の給付

第3条 死亡弔慰金の金額は20,000円とする。

第4条 正会員の死亡退会の連絡を受けた場合、内容審査のうえ速やかに関係理事を通じて該会員の遺族に給付金を支給するものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において決定するものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の運営に必要な委員会の設置基準を定め、本規定をもって定款第4条に基づく事業を、会長の指示に基づき能率的に遂行するための組織を整えることを目的とする。

(委員会の種別)

第2条 この規程に基づく委員会は、常設委員会及び特別委員会とする。

2 常設委員会は、本会の管理業務又は定例の事業を担当するものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) 総務・財務委員会
- (2) 学術委員会
- (3) 編集・情報委員会
- (4) 公益委員会

3 特別委員会は、本会の運営上臨時に派生する問題、又は特別の事業の必要に応じ、会長が理事会の議決を経て、これを設けるものとする。

(構成及び選任)

第3条 前条の各委員会は、委員長、副委員長及び、若干名の委員により構成される。

2 前条第2項各号に規定する常設委員会における委員長への就任は、会長の指名により、常務理事が、これを分掌する。

3 前条第3項に規定する特別委員会の委員長は、会長の指名に基づき、全理事のなかからこれを選任し理事会にて承認する。

4 各委員会の副委員長は、当該委員長の指名に基づき、全理事のなかから選出し、理事会において承認の上、会長がこれを委嘱する。

5 各委員会の委員は、正会員又は名誉会員から当該委員長が推挙し、会長が委嘱する。

(職 務)

第4条 委員長は、当該委員会を代表し、その事務を総理する。

2 各委員は、当該委員長の求めにより、随時招集される所属委員会に出席し、付議事項の審議を行う他、委員長を補佐し、本会の事業計画の実行、又は問題の解決に努めなければならない。

3 委員長に不測の事態が起きた場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 各委員会は、当該委員長が随時招集する。

2 各委員長は、委員会が開催される毎に、以下の内容について、簡潔明瞭な報告書（議事録）を作成し、これを会長及び、総務担当の常務理事（常務理事）に提出しなければならない。

- (1) 付議された事項
- (2) その審議内容
- (3) 審議結果

(理事会への報告)

第6条 各委員長及び、各委員長により分担指名された副委員長は、担当する管理業務又は事業の企画及び実施状況を理事会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、状況により必要な事案が発生した場合は、会長が理事会に諮り定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成26年9月4日から施行する。

研究会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第4条に基づき本会に研究会を設置する場合の手続きを定め、学術研究活動の促進を目的とする。

(定 義)

第2条 この規程でいう研究会とは、前条に掲げた目的を達成するための学術研究を目的とする組織をいう。

(設置申請)

第3条 この規程に従い研究会の設立をしようとする正会員又は名誉会員は、研究会設置申請書（様式一研1）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(承認基準)

第4条 前条により研究会の設立承認をする場合、次の基準を満たしていなければならない。

- (1) 学問領域としての専門性と主体性、かつ社会性が認められること
- (2) 当該研究会の活動により県民が利益を得られること
- (3) 本会が認可する研究会の幹事及び主たる構成員は本会会員であること

(解散及び廃止)

第5条 研究会は、研究会解散届（様式一研2）を会長に提出し、自主的に解散することができる。

2 理事会は前項のほか、前条の基準を満たさないと判断した場合、研究会を廃止することができる。

(名 称)

第6条 研究会は、その名称とともに本会研究会であることを称することができる。

(活 動)

第7条 研究会は、目的を達成するために自主的に活動するものとし、概ね次の活動を行う。

- (1) 研究会を開催する
- (2) 研究成果を学術大会等に発表する

(報 告)

第8条 研究会は、毎年の活動状況を総会に報告する。

(助 成)

第9条 本会は、認可した研究会の発展向上を図る目的で、研究会からの申請により、理事会の承認を得て、助成を行うことができる。

2 助成の規模及び方法は別途理事会で定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

技師会センター運営規程

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）技師会センターは埼玉県診療放射線技師会事務所及び会議室で構成する。

第2条 この規程は、技師会センターの運用について規定する。

第3条 技師会センターの管理責任者は会長とする。会長はセンターの業務管理者を指名し、業務管理者がセンター運営業務を行う。

2 重要事項については理事会において審議する。

第4条 業務管理者はセンターの運営に関する全ての責任を有する。

(会議室の利用)

第5条 次に掲げる各号に適合する場合、会長の許可を得て技師会センターを利用することができる。

- (1) 理事が主催する全ての会議、委員会、講習会等
- (2) 本会会員が所属する団体で、会長が認めた会議等
- (3) その他、会長が特に認めた会議、講習会等

(使用手続)

第6条 前条のうち(1)に該当する場合を除き使用する者は、使用責任者を定め、別に定める「技師会センター使用許可申請書」を3週間前までに、所定の使用料金を添えて提出し、会長の許可を得なければならない。

(使用の優先)

第7条 使用は本会事業に関するものを優先し、第5条の順とする。

(使用料及び使用時間)

第8条 使用料及び使用時間は、第5条の(1)に該当する場合を除き、下記の規定によるものとする。

2 使用時間の区分及び使用料は次に定めるとおりとする。

(1) 09:00～12:00	2,000円
(2) 13:00～17:00	2,000円
(3) 18:00～21:00	2,000円
(4) 09:00～17:00	4,000円
(5) 13:00～21:00	4,000円
(6) 09:00～21:00	5,000円

第10条 使用責任者は重大なる過失による使用中の火災設備等の毀損事故に対して責任を有するものとする。

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

理事の職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会(以下「本会」という。)定款第21条に基づき、本会の理事の職務権限を定め、公益社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長並びに、業務執行理事たる副会長及び常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理 事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会 長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 副会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

この規程は、平成24年12月5日から施行する。

別 表

理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者		
	会 長	副会長	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○		
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○		
人事及び給与制度の立案に関する事	○		
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○		
出張に関する事	○		
契約の締結	○		
支出			
一件 20 万円以上（理事会承認が必要）	○		
一件 20 万円未満	○		
一件 5 万円以下		○	○

別 紙

選挙立候補届

現住所

氏名

年齢

勤務先名および住所

年 月 日執行の

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（理事・監事）

選挙に立候補します。

上記の通りお届けします。

年 月 日

氏名

印

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会選挙管理委員長 殿

選挙候補者推薦届

候補者住所

氏名

年齢

勤務先名および住所

年 月 日執行の

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（理事・監事）

選挙に上記の者を推薦します。

年 月 日

推薦者氏名 第○支部代表

印

（理事・監事）候補への推薦を受諾いたします。

年 月 日

候補者署名

印

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会選挙管理委員長 殿

互助給付金申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

会長 殿

〇〇支部理事 印

会員 氏に下記事項発生のため互助規程により見舞金を給付されるよう申請いたします。

記

勤務場所

氏名

当該事項

発生年月日

金額

理事の意見

会費免除申請書

申請日 年 月 日

会費規程第5条により、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会会費免除の申請をいたします

申請者会員番号			
申請者名	印		
連絡先	〒 電話		
申請代理者氏名	印		
事項により本人が申請できない場合、ご署名下さい。			
会費免除申請理由	続柄		
	(1) 自己の療養 (2) 介護 (3) 育児 (4) その他 () ※該当する申請理由に○をつけて下さい。		
休業期間	年 月 日～年 月 日まで ※ご職場に申請されている休業期間をお書き下さい。		
休業証明書の確認	有 ・ 無		

※免除の対象となるのは、毎年度の会費を納入期限までに納めている会員に限ります。また、申請時に当年度の会費が納入されている必要があります。
※本申請には休業期間を証明する書類が必要となります。

事務処理欄

受付欄	
会費確認	

様式－研1

研究会設置申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

会長 殿

〇〇研究会 代表者 印

規程の定めるところにより、下記のとおり研究会の設置を申請します。

記

- 研究会の名称
- 代表者、役員等の名前
- 連絡先
- 研究会構成員－別添名簿のとおり
(本会会員と他の区別がわかるような名簿)
- 研究分野、内容 (具体的に)
- 研究会履歴
- 助成申請の有無

様式－研2

研究会廃止届

年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

会長 殿

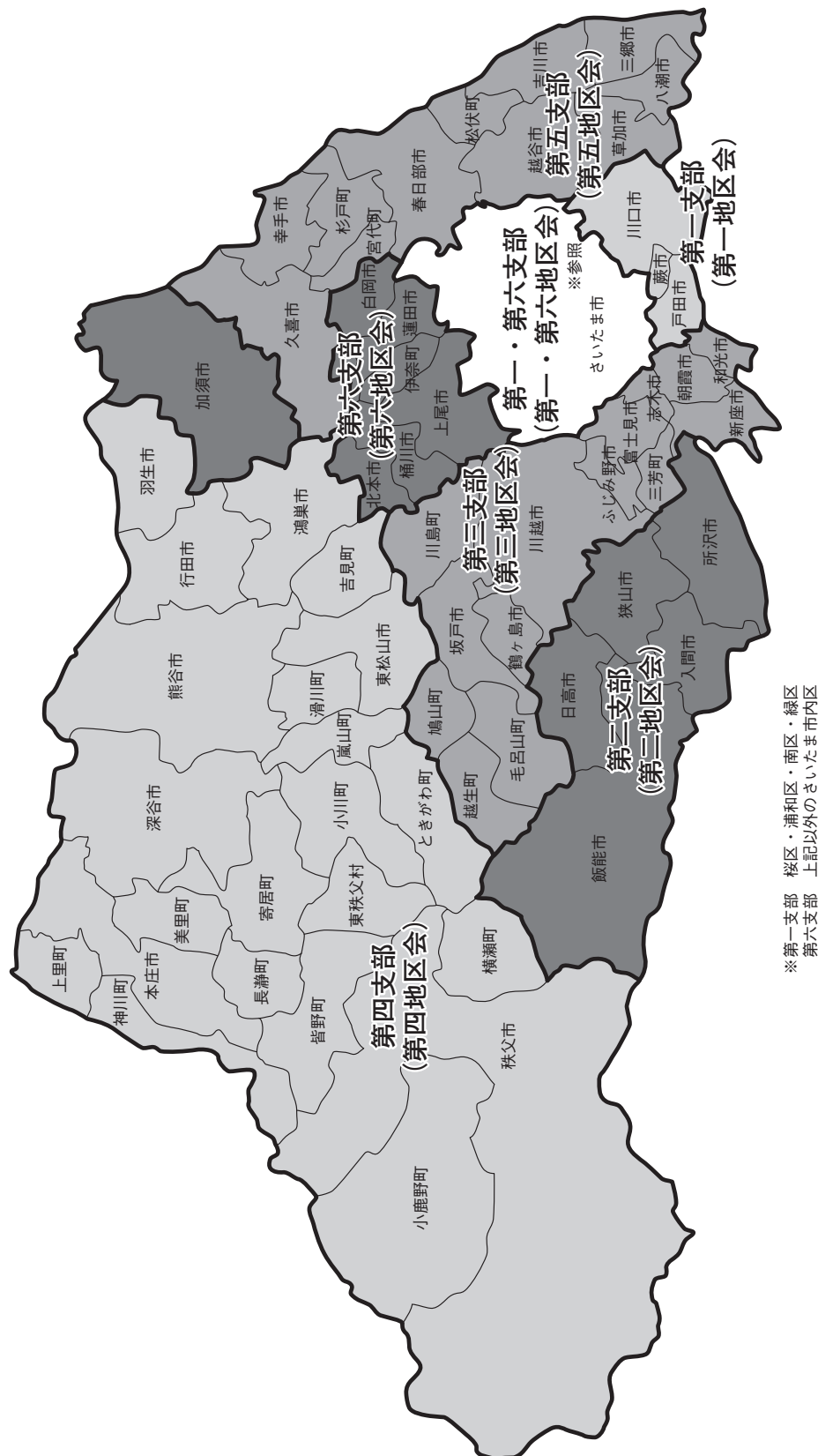
〇〇研究会 代表者 印

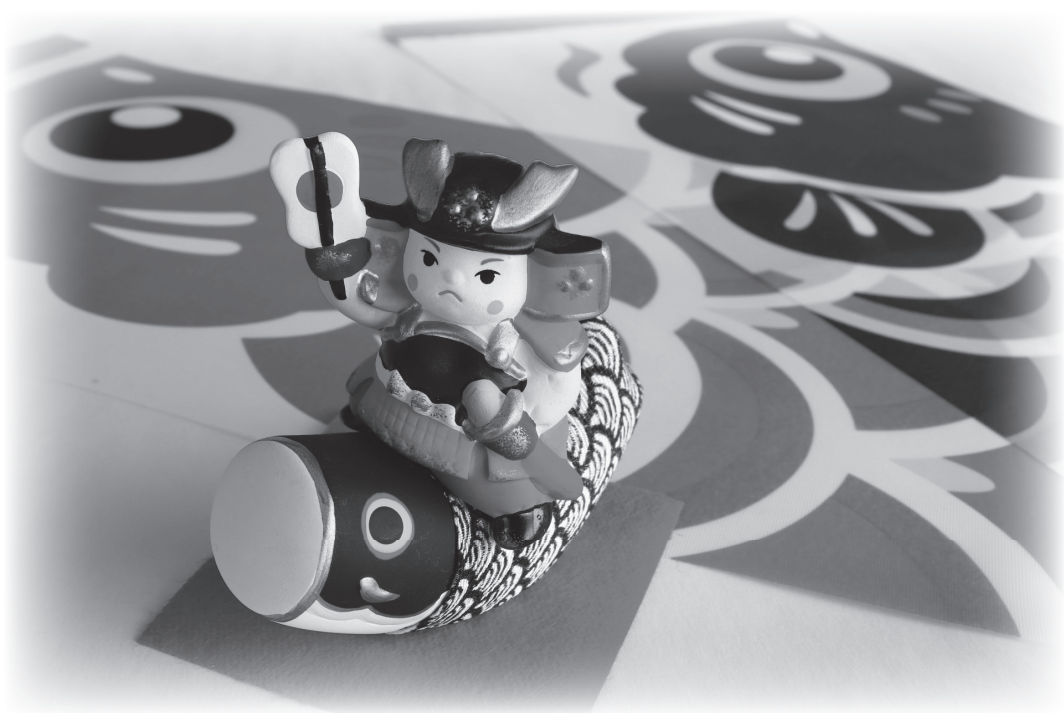
規程の定めるところにより、下記のとおり研究会の廃止を届けます。

記

- 研究会の名称
- 代表者、役員等の名前
- 連絡先
- 廃止の理由
- 廃止の年月日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 支部地図 (2024年4月1日現在)





2024年度収支予算書
自2024年4月1日至2025年3月31日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

科 目	公益目的事業会計			収益事業会計			法人会計	内部取引控除	合計	備考
	公1	公2	公3	共通	小計	収1	共通	小計		
I一般正味財産増減の部										
1.経常増減の部										
(1)経常収益										
受取会費	0	0	0	3,843,000	3,843,000		0	0	12,810,000	
正会費受取会費				3,753,000	3,753,000		0	0	12,510,000	
賛助会員受取会費				90,000	90,000		0	0	300,000	
事業収益	830,000	35,000	820,000	0	1,685,000	411,084	0	411,084	2,096,084	
講習会受講料等収益	380,000	35,000			415,000			0	415,000	
学術大会参加登録費収益	450,000				450,000			0	450,000	
会誌広告収益		0	820,000		820,000			0	820,000	
福利事業収益					0			0	0	
貸付収益					0	411,084		411,084	411,084	
受取寄付金	0	0			0			0	0	
雑収益	280,000		30,000	0	310,000		0	0	173,300	
受取利息					0			0	100	
雑収益	280,000	0	30,000		310,000			0	483,200	
経常収益計	1,110,000	35,000	850,000	3,843,000	5,838,000	411,084	0	411,084	15,389,384	
(2)経常費用										
事業費										
給与手当	206,000	154,500	154,500	0	515,000			0	515,000	
福利厚生費	93,000	72,000	0		165,000			0	165,000	
会議費	136,000	40,000	135,000		311,000			0	311,000	
旅費交通費	838,500	197,000	54,000		1,089,500			0	1,089,500	
通信運搬費	316,335	127,001	780,201		1,223,537			0	1,223,537	
減価償却費	63,685	21,229	21,229		106,143	70,077		70,077	176,220	
消耗什器備品費					0			0	0	
消耗品費	113,574	96,391	56,158		266,123			0	266,123	
修繕費	30,000	30,000	30,000		90,000			0	90,000	
印刷製本費	8,000		3,093,640		3,101,640			0	3,101,640	
光熱水料費	63,000	21,000	21,000		105,000			0	105,000	
賃借料	944,625	110,000	84,964		1,139,589			0	1,139,589	
保険料	16,248	5,416	5,416		27,080			0	27,080	
諸謝金	1,174,681	119,513	132,000		1,426,194			0	1,426,194	
租税公課	18,690	6,230	6,230		31,150	27,000		27,000	58,150	
支払手数料	19,832	4,400	12,540		36,772			0	36,772	
渉外費	20,000	20,000	20,000		60,000			0	60,000	
委託費	0		237,600		237,600	25,000		25,000	262,600	
雑費	50,000	20,000	20,000		90,000			0	90,000	

[illegible]